

令和6年度 奈良県高校生等奨学給付金
給付対象・申請区分・必要添付書類チェックシート（県外私立学校用）

【1】対象チェック

対象の高校生等は、令和6年4月1日に『高等学校等就学支援金』対象校に入学しましたか？
（特別支援学校の高等部、児童福祉法による児童入所施設措置費支弁対象者を除く）

（※）入学式の日付ではありません。令和6年度当初から入学している場合は「令和6年4月1日に入学」に該当します。なお、年度途中からの入学の場合は前倒し支給の対象とはなりませんので、7月の通常募集時に申請してください。



令和5年度の保護者等（親権者）全員の『道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額』が非課税（0円）ですか？ または、生活保護（生業扶助（高等学校等就学費））受給世帯ですか？



申請者である保護者等（親権者）は奈良県内在住ですか？

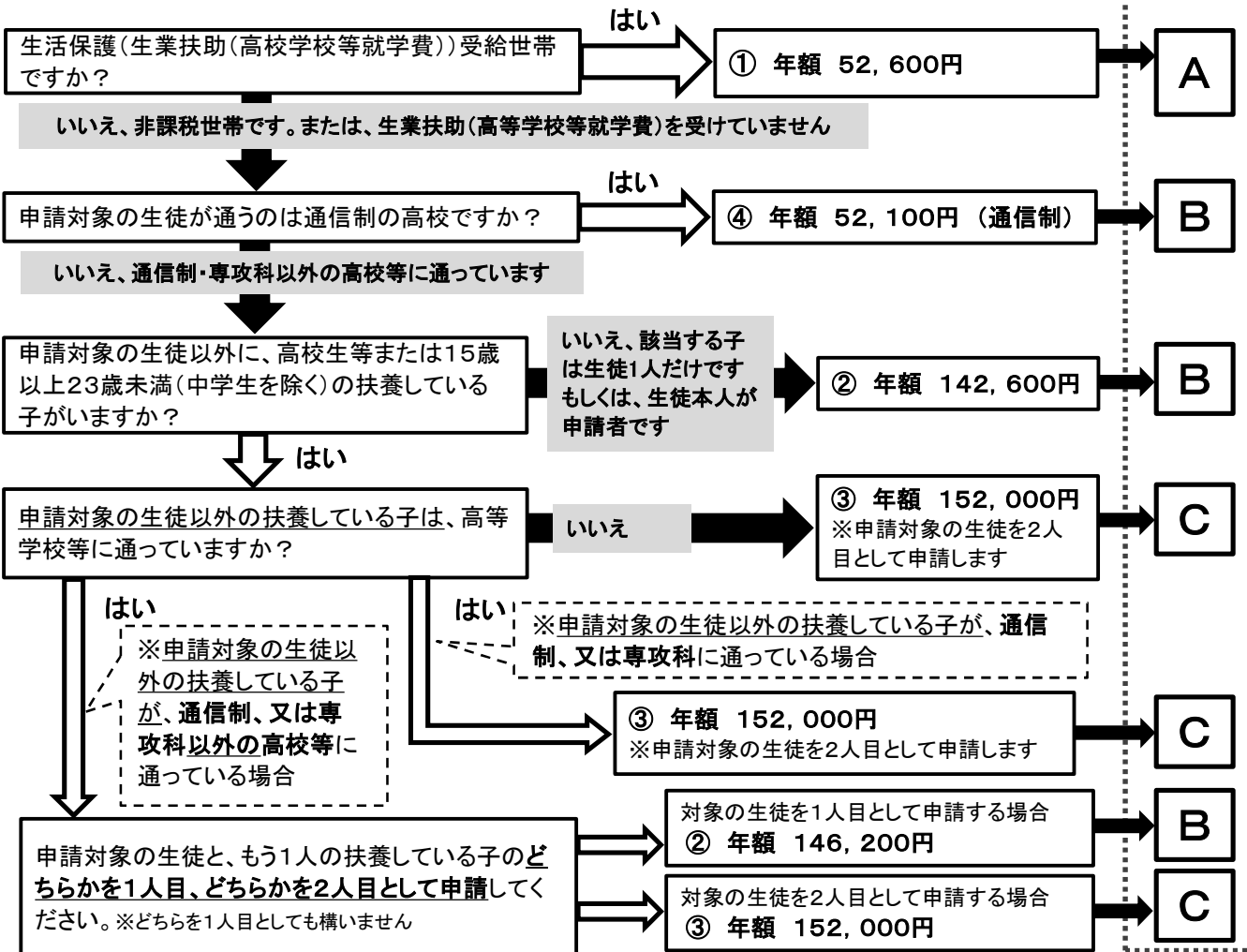


給付対象です。【2】申請区分を確認してください。

【2】申請区分チェック

※ここでの『生徒』とは、奨学給付金対象の高校生等のことをいいます。
※ここでの『高校生等』、『高校等』は就学支援金制度の対象となる学校のことをいいます。（専修学校、各種学校等も含まれます。）

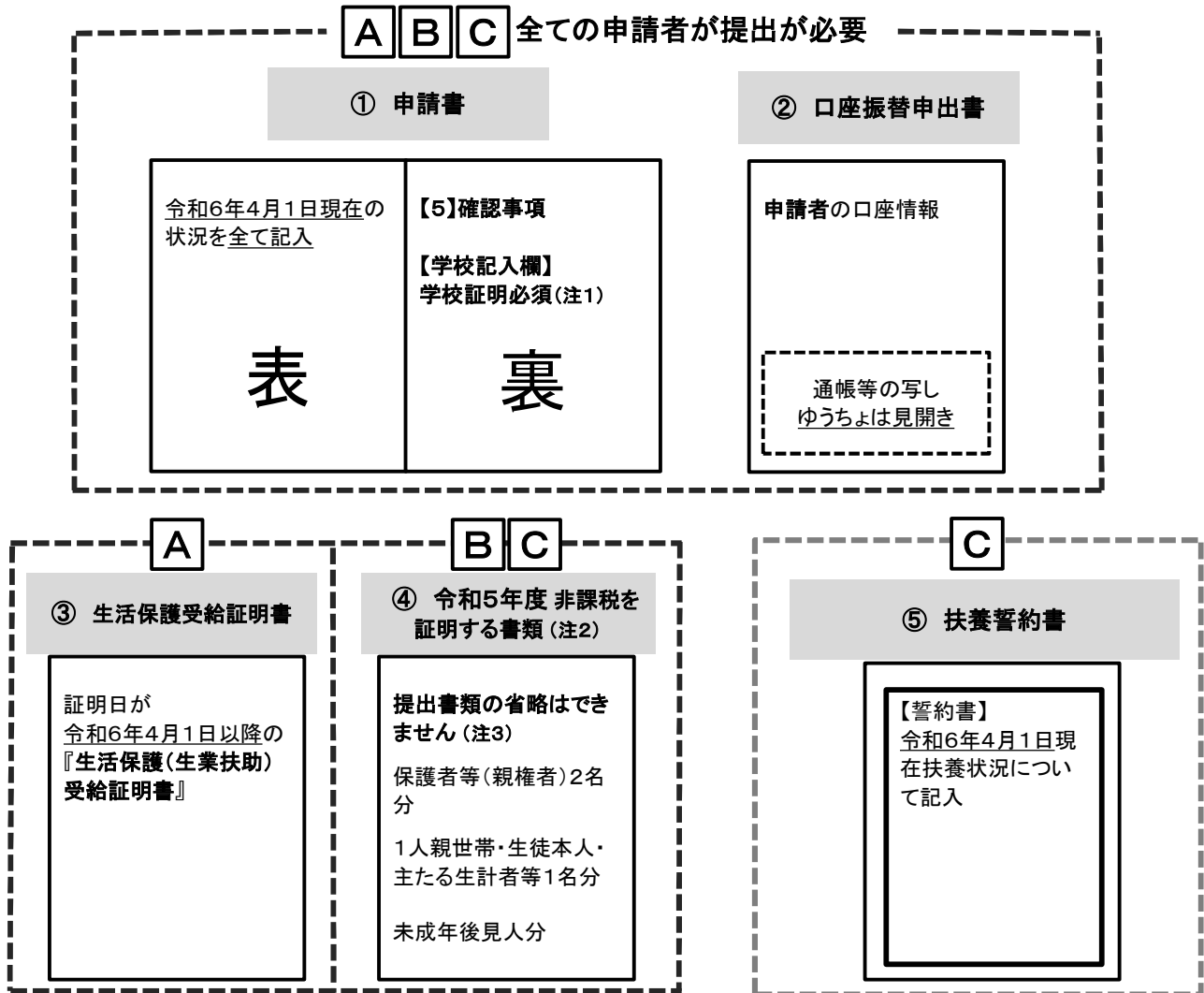
【3】必要申請書類



裏面にて、【3】必要申請書類のチェックへ →

【3】必要申請書類のチェック

※ 本提出書類における申請者とは、すべて、生徒を扶養している保護者等(親権者)となります。(生徒本人の場合もあり)



注1 在学証明書にて別紙提出する場合、在学証明書にも『在学し、休学していない』ことを示す一文を添えてもらってください。

『(非)課税証明書』、『特別徴収税額通知書』、『住民税納税通知書』(写し可)
道府県民税・市町村民税の「所得割額」欄が省略等されており0円と確認できない場合、取り直しとなります。

注2 『特別徴収税額通知書』、『住民税納税通知書』はコピーの際、切り離し・貼り合わせ等しないで下さい。
1枚つづきの状態で、A4に縮小、B4・A3でコピーしてください。
1枚ものと判断できない場合、取り直していただくことがあります。

複数枚にわたる場合、通知番号・通し番号・氏名が分かる形でコピーしてください。

注3 保護者等(親権者)全員分の課税証明書等を必ず提出してください。
保護者の一方が控除対象配偶者であっても、この給付金の申請においては、課税証明書等の提出の省略はできません。

給付額について(年額)

世帯区分	支給額(年額)	うち、今回の申請により前倒して受給できる額
①生活保護(生業扶助)受給世帯(全日・定時・通信制)	52,600円	13,150円
住民税所得割が非課税	②全日制・定時制(以下の③④以外)	35,650円
税(0円)である世帯	③全日制・定時制(第二子以降 ※)	38,000円
	④通信制	13,025円

※ 保護者とは、親権を行う者(親権を行う者がいないときは、未成年後見人)となります。